

東洋史研究

第十七卷 第二號 昭和三十三年九月發行

元朝初期の胥吏について

勝 藤 猛

まえがき

金朝の黄金時代と言われた世宗の治世が過ぎると、内政は亂れ、外からはモンゴル族がチンギス・カーンの下に統一勢力を形成して、金の領土に侵入してきた。次いで太宗オゴタイ・カーンが立つと、金の首都開封を陥れた。かくて一二三四年、金朝は亡んだ。太宗は耶律楚材らを用いて新領土の經營を始めた。その後、定宗・憲宗を経て世祖の時代になると、一二七九年、南宋を亡ぼし、中國全領土を統一した。それ以來、成宗・武宗・仁宗が相繼いで祖業を守り傳えた。本論文では、太宗から仁宗までの時期における蒙古人支配者と漢人被支配者の間のいくつかの問題を見つけて、乏しい知識をもつて考察してみようとするものである。

一 科擧再開まで

金の滅んだ時から、仁宗の延祐年間に至る八十年間、蒙古治下では科擧が行われなかった。つまり士大夫階級にとって、

詩文の才によって官吏になるという中國に傳統的な門戸が閉ざされてしまったのである。従ってこれらの人達は科擧以外の道で身を立てなければならなくなった。

貢擧の法の廢せらるるや、士に入仕の階無し。或は刀筆を習いて以て吏胥と爲り、或は僕役を執りて以て官僚に事え、或は技巧・販鬻なを作して以て工匠・商賈と爲る。

と『元史』選舉志にいう通りである。

「吏胥」となった者は科擧にいとまないだろう。「官僚」に事えた者としては、東平の嚴氏の下に赴いた王盤・劉肅・徐世隆・孟祺・閻復らがあり、また眞定の史天澤の下には張德輝・楊果らが居た。また「商賈」となった者としては、胡祇適『紫山大全集』卷17 // 承直郎江西等處權茶都轉運司副使李公神道碑に

時に明經・射策など、貢擧進身の法みな廢せらる。また農工を治生いとむ能わず。市井の中に處おる。遂に商賈もて業と爲せり。

とあるのが、その一例である。

科擧という制度は、漢人にとっては、存在するのが當然のものである。金末の戰亂によってそれが行われなかったのは、やむをえないことであつた。しかし元朝の中國支配が確立すると、この制度の復活を望むのは、漢人として當然のことであつた。

これに對して、蒙古人支配者はいかなる考えを持っていたか。吉川幸次郎氏が『元雜劇研究』の中で取りあげられた、『元史』董文忠傳の挿話によって考えてみたい。

至元八年、侍講學士の徒單公履(女真人)が、奏して貢擧を實施することを願つた。彼は、世祖が、佛教に於て、教(教學佛教)を重んじ、禪(禪宗)を輕んじているのを知っていたので、「儒教でも同様として、科擧は言うなれば教であり、道學(周敦頤・二程の形而上學)が禪に當ります」と言つた。これを聞いて世祖は怒り、姚樞と許衡(共に、程・朱の流れを汲

む道學者)を呼んで、宰臣と議論させた。そこへ董文忠が入ってきたので、さっそく彼をつかまえて言った。「お前は毎日四書(朱子が重んじた)を讀んでいる。お前も道學者だな。」文忠は對えて言った。「陛下はいつも言っておられます。『士が經を治めず、孔孟の道を講ぜず、もっぱら詩賦を爲ることは、何ぞ修身に關り、何ぞ治國に益あらんや』と。だから國中の士はようやく實學(經學)に従事することを知らうになりました。私が今讀んでいますものも、みな孔孟の言です。どうして『道學』なるものを知りましようか。ところが俗儒どもは亡國(金)の餘習を守って、科擧の説を行おうとしています。これは陛下の御心を惑わすものであり、人に修身治國を教える陛下の御志にそむくことにもなりません。』」こういう次第で、貢擧の事は立ち消えになった。

科擧復興の意見を拒否した世祖の氣持としては、今までの科擧にまつわってきた腐敗した空理文弱の風氣に我慢がならなかつたのであろう。彼が潛邸に居た時、張德輝に向つて、「或るひと云う『遠は釋を以て廢れ、金は儒を以て亡べり』と。これありや」と問うたのも、文弱の風に對する彼の恐れを物語るものであろう。

世祖のこうした態度を支持する者は、科擧復活を唱える者よりは少いが、やはりあるにはあつた。右に登場した董文忠という、修身が好きで文學の嫌いな人(惟知、入則孝於親、出則忠於君而已。詩非所學也。)が、先ずそれである。

また『元典章』吏部三ノ選取教官の條に見える、仁宗の皇慶元年二月、監察御史の呈も、世祖と同じ意見を持ったものと言える。

古の士を取るは、必ず郷擧里選に由れり。漢初、また茂異・孝廉などの科を設けたるも、亦、州縣より察擧せり。董仲舒・賈誼の輩の如きは、始め茂異の選に膺れり。故にその事業は卓然として稱すべし。隋唐以降、専ら科擧を尙ぶ。材俊の士の得ることまた多しと雖も、文風は日に弊れ、士氣は日に衰う。得失あい半ばせり。欽みて惟うに、聖朝は累りに詔書を降して、學校を勉勵し、人材を作養せらる。科擧の法、いまだ行われずと雖も、儒人より教官を選取し、民職に陞轉せしむ。蓋し郷擧里選の遺意なり。

これは、科擧の停止を是認した主張である。また『元史』選舉志に見える皇慶二年十月の中書省臣の奏にも、
 科擧の事は、世祖・裕宗（世祖の子眞金）が累りに嘗て命じて行わしめられたり。成宗・武宗も尋いでまた旨ありき。
 今以聞せざるは、或は其の事を沮む者あらんことを恐るればなり。

とあつて、仁宗の時に至つても、反科擧論者の勢力は強く、科擧施行論者に對して脅威を與えていたことが察せられる。
 もしも科擧は復活さるべきかというテーマで討論會が開催されていたら、復活論者が勝つたであろう。王恂あたり
 が「科擧の法たる、これを以て人を取らる。寔に公當たり。故に歴代因り仍る。格制に異同ありしも、終にやも廢すること
 と能わざりしは、これその明驗なり」『秋潤先生（まこと）大全文集』と、滔々と辯ずれば、科擧反對論者は、口ごもつて應答に窮するか、更に
 は暴力にうったえたかもしれない。（仁宗の時にやつと復活した科擧を再び廢止した元末の宰相伯顔は、大の漢人嫌いで、
 張王劉李趙の五姓の漢人を殺してしまえ、と言つた程の横暴者であつた。）

科擧のアラ探しをするなら、一方では、科擧の行われぬ間の官吏登用法についてもアラ探しをすることが出来る。胥
 吏、あるいは胥吏制度に對しては、士人は悪口を言い慣れている。許有壬の『至正集』卷7「吏員」に、次のように言う。
 科擧いまだ行われざりし時、吏を以て人を取れり。實學の士（經學を治めた者）もまた、此れ由り進むを免れず。一概に
 これを限れば、同滯なしとせず。且つ名器の設くるは、人才を陶鑄し、鼓舞して善を爲さしむる所以の者なり。各衙門
 の通事・知印・宣使・奏差の類は、勞佚懸絶せるに、而も出職は反つて高く、また陞轉するを得。獨り吏員においては、
 これを待つこと既に殊ことなり、これを遏とどむることまた甚し。

簡単に言えば、「いわゆる吏道、雜にして多端なるもの」『元史』選舉志一であつた。

そしてついに、仁宗は皇慶二年（一三三三）十一月、科擧再開の詔を下した。

惟おもうに、我が祖宗は神武を以て天下を定めたり。世祖皇帝は、官を設け職を分ち、儒雅を徵用せり。學校を崇びて育材
 の地と爲し、科擧を議して取士の方と爲せり。規模宏遠なるかな。朕は眇躬を以て丕祚を獲承し、志を繼つたぎ事を述つたえて、

祖訓（そつん）にこれ式（しき）る。

とて、世祖の志を繼いでやったことを明らかにしている。だが前述のごとく、もともと世祖は科擧に反對したのではなかったか？ たしかに彼は科擧の實施に氣が進まなかった。がしかし、しばしばの陳情に對しては、彼も「考慮」を約束せざるを得ず、更には、漢人の整然たる論調の前に屈してしまふことすらあった。例えば、

〔至元二十一年〕十一月、中書省の臣、奏すらく、「皆おもうに、天下に儒を習う者は少く、刀筆の吏よりして官を得る者は多し」。帝曰く、「これをいかんせん」。對えて曰く、「ただ貢擧もて士を取るを便と爲す。凡そ蒙古の士、および儒吏・陰陽・醫術、みな試擧せしむれば、則ち心を用いて學を爲さん。」帝、その奏を可とす。『元史』
選舉志一
 世祖はこの時、あつさりと相手の論に乗せられて、科擧復活の言質を取られていたのである。

羽田亨「元朝の漢文明に對する態度」『羽田博士史學論文集』上の中の次の言葉は、科擧に對する態度についても、全くあてはまると思ふ。

儒學の教ふる所に對して、當時格別これと背馳する宗教的もしくは道德的信條を有しなかつたと思はる蒙古人、殊に專制君主たる元朝の諸帝がこれを退けねばならぬ謂はれはなく、その所説を聽けばどの天子もこれを善しとし、或は大學衍義の譯讀を聽いて、「治天下此一書足矣」（仁宗）とか、或は孝經の譯本を讀んで「自王公達於庶民。皆當由是而行」（武宗）とか謂つたのは當然である。然も自から進みて儒學を究めるでもなく、またこれが爲に積極的の保護獎勵を圖つたとも思はれない。畢竟儒學を初め支那の文物を尊んだかの如くに見える點は、多くは漢地を統治する必要上からの政策に過ぎなかつた所が多いと考へねばならぬ。

更に史料を加えるなら、『元史』高智耀傳の次の事は、漢人の理づめの論に、蒙古人皇帝が反駁の言葉を失い、屈してしまつたことを物語っている。

憲宗即位す。高智耀入見して言う。「儒者の學ぶ所（がくば）は、堯舜禹湯文武の道なり。古より國家を有つ者は、これを用う

れば則ち治まり、用いざれば則ち否。其の材を養成するは、まさに以て其の用を資けんとするなり。宜しく徭役を蠲免して、以てこれを教育すべし。」帝問う、「儒家は巫醫と何如そや。」對えて曰く、「儒は綱常を以て天下を治む。あに方技の比し得るものならんや。」帝曰く、「善し。此より前、かくのごときことを以て朕に告げし者いまだ有らず。」詔して、海内の儒士の徭役を復じ、與るところあるなからしむ。世祖、潛邸に在りて、已に智耀の賢なるを聞けり。即位するに及びて召見す。また、儒術は治道を補くるあるを力言す。反覆辯論し、辭千百を累ぬ。帝其の言を異とし、印を鑄して之に授けたり。

要するに、蒙古人支配者は、科擧という中國の傳統的制度を復活するのに、甚だしく不熱心であった。漢人の再三の願いに對しても、或はうべない、或はうたがい、グズグズした態度を續けるばかりであった。この經緯は『元史』によつて、科擧再開までの経過をたどつてみれば一層明らかになる。

太宗、始めて中原を取る。中書令耶律楚材、儒術を用つて士を選ばんことを請う。これに従う。

九年（一二三七）秋八月、詔を下し、斷事官の朮忽縛に命じて、山西東路課稅所長官の劉中と與に、諸路に歴かしめ、考試するに、論および經義・詞賦を以てす。分ちて三科と爲し、三日の程を作る。専ら一科を治めしむるも、能く兼ねる者あればこれを聽す。ただ文義を失せざるものを以て、選に中れりと爲す。其中選者は其の賦役を復じ、各處の長官と與に公事を同署せしむ。東平の楊英ら凡そ若干人を得たり。みな一時の名士なり。而るに當世、或は以て便に非すと爲す。事また中止されたり。

世祖の至元初年（一二六四）旨あり。丞相史天澤に命じて、當に行うべき大事を條具せしめ、嘗て科擧に及びしも、いまだ行ふを果たさず。

四年（一二六七）九月、翰林學士承旨王鶚ら、選舉法を行わんことを請う。「遠く周の制を述べ、次で漢・隋・唐の取士の科目に及ぶ。……今を以て之を論するに、ただ科擧もて士を取ること、最も切務たり。いわんや先朝の故典は、尤も

宜しく追述すべし」と。奏の上らるるや、帝曰く、「これ良法なり。其れ之を行え。」と。

十一年（一二七四）十一月、裕宗、東宮に在る時、省臣また啓して謂う、「去年、旨を奉じて科擧を行わしめらる。いま、翰林の老臣らが議したる程式をば以聞す」と。令旨を奉じたるに、「蒙古進士科および漢人進士科は、時宜を參酌して以て制度を立てよ」と准さる。されど事いまだ施行されず。

二十一年（一二八四）十一月、中書省の臣奏す、「凡そ蒙古の士、および儒・吏・陰陽・醫術、みな試擧せしむれば、則ち心を用いて學を爲さん。」帝、その奏を可とす。「前出」。繼いで許衡もまた學校・科擧の法を議し、詩賦を罷めて經學を重んじ、定めて新制と爲さんとす。事いまだ行うに及ばずと雖も、選舉の制はすでに立ちたり。

仁宗の皇慶二年（一二三三）十一月、詔を下して曰く、……〔以下略〕。

『元史』張良弼傳によれば、彼が至元十一年に言つた言葉の中に、

宜しく經史の科を設けて以て人材を育て、律令を定めて以て姦吏を戢むべし。

という主張がある。この中に含まれてゐる二つの事柄は、蒙古王朝に對する漢人の要求の重點であつたと考えられる。前者は仁宗の皇慶二年に實現し、後者はその次の英宗の至治三年（一二三三）の『大元通制』の刊行となつて現れた。我々がかかる事實から、蒙古王朝が幾十年ものモタツキのうちに中國化していつたことを思うのである。

二 「實學」の復興

皇慶二年十一月の、科擧實施の詔勅の中に、次のような言葉がある。

人を擧ぐるには、宜しく德行を以て首と爲すべし。藝を試するには、則ち經術を以て先と爲し、詞章はこれに次ぐ。浮華の實より過ぎたるは、朕の取らざるものなり。

ここに、科擧で人を試験し採用するにあつて、德行・經術を重んじ、詞章を輕んずることが明かにされた。このこと

は、その翌年延祐元年二月三十日の中書省の咨による「科舉程式條目」『元典章』禮部四には、もつと詳しく述べられている。

秀才を擧ぐるに、經學・詞賦の兩等あり。經學とは、修身齊家治國平天下の勾當を説い、詞賦とは、詩を吟じ・賦を和し・文字を作る勾當をいう。隋唐より以來、人を取るに、専ら詞賦を尙び、人みな浮華を習學せり。詞賦を罷めんという言語は、前賢も多曾説えり。このゆえに、翰林院・集賢院・禮部は先に、德行・明經を本と爲し、詞賦を用いざること擬せり。われは今、律賦・省題・詩小義などをすべて用いず、ただ詔誥・章表を存留するのみ。専ら德行・明經科を立つ。明經のうち、四書五經は、程氏・朱晦庵の註解を以て主と爲す。これ格物致知修己治人の學なり。かくのごとくに人を取らば、國家は後頭人才を得てゆかんぞ。

程朱の學が元代に至つて官學として認められたことは、思想史上の問題であるから、ここでは省略する。蒙古人支配者としての世祖が、文學を輕んじて經學を重んじたことは、先に科舉の議に對する彼の考えの中にも見られたし、また趙良弼に問うた言葉の中にも見られる。即ち

高麗は小國なるに、匠工・弈技はみな漢人に勝る。「その」儒人に至りては、みな經書に通じ、孔孟を學ぶ。漢人はただ課賦・吟詩にのみ務む。はた何の用をかなさん。『元史』趙良弼傳

文學に代つて經學を重視しようとする氣運は、漢人知識人の中にも強かつた。それらの主張を次に列舉してみよう。

劉秉忠 「宜しく舊制に従い、三學を修建し、教授を設け、選を開きて才を擇ぶべし。經義を以て上と爲す。詞賦・論策はこれに次ぐ。」劉秉忠傳

尙野 「人に誨うるに、經學を先にし、文藝を後にす。」尙野傳

許衡 〔前出〕

呂莖 「經、明かに、行、脩まり、質ありて華少なければ、ただに士に實行あるのみならず、國家もまさに眞才を得て、以て治平に登らん。」呂莖傳

李孟 「必ず德行・經術を先にし、文辭を後にすれば、乃ち眞材を得べきなり。」李孟傳

王暉 「既に古道を復し且つ累世の虛文妄學の弊を革め、必ずや實學適用の効を取めん。豈に偉ならずや。詩賦の立科につきては、あること既に久しく、これを習う者衆ければ、また宜しく驟かに停むべからず。經史の實學すでに盛んとなりたれば、彼は自ら細しそけられん。」『秋潤先生大全文集』

このように見てくれば、文學を輕んじ經學を重んずることは、蒙古的政策と言わんよりは、むしろ漢人知識層の強い主張であつたと言う方が正しいであろう。蒙古人皇帝が中國支配のための社會科學を理解していたとは思えないのである。

世祖や武宗は漢文ができなかつた。科擧を再開し儒道に親しんだと言われる仁宗すら、大學衍義を讀む時、これを蒙古語に翻譯させた。吉川氏によれば、彼は簡単な文字は書けたらしい、というが。こうした彼等が漢人からの上奏を受ける時、當然それを蒙古語に翻譯させたであろう。しかし、漢人知識人が博引旁搜して陳述する内容のいくばくを、蒙古人が理解し得たであろうか。

蒙古語を漢語に直すことは、より容易である。言語として遙かに古い歴史を持つ漢語は、動物の名前など蒙古特有の語彙を除いて、蒙古語に勝ること遙かである。だから蒙古語の聖旨でも、少々少々の細工を用いれば、漢譯には大して困らない。ではその逆の場合、漢語から蒙古語への翻譯はどうか。せいぜい、漢文の音を蒙古文字で表わすこと位しかできなかつたのではないか。

元朝の最上層部においては、蒙古至上主義をふりかざして、蒙古語から漢語へという一方的通達があつたのみであつて、漢語から蒙古語へという道は、あつても甚だ狭いものであつたと想像されるのである。だから漢人の上奏に對しても、蒙古人支配者は、その歴史的意義などまるで理會せず、それが漢地の支配に役に立ちそうであつたら採用する、という消極的なものであつたと思われるのである。

そもそも文學を輕んじて經學を重んずるといふことは、宋代以後の政治思想史の主流であつた。その首唱者は他ならぬ

王安石である。彼は官吏養成の精神を論じて、士大夫階級のお上品な趣味にすぎない文章詩歌を排し、國家社會や日常生活に必要な禮樂法律經濟の重んずべきことを主張した。「王安石の期するところはあくまでも實際の日常生活、國家社會生活に即した實學であつたのである」佐伯富氏。彼のこういう考えは、漢人指導者層の社會科學として、常に保たれていたと考えられる。

ところが一方、北宋の初、中國の北邊に國を占めた遼は、甚だ文學を愛好した。このことは、趙翼『二十二史劄記』卷27「遼族多好文學」で言われている。

遼のあと、遼よりやや廣い領土を占めた金では、その科擧制度は、東亞研究所編『異民族の支那統治史』によれば、南北の兩選に分れてゐた。北選は遼地出身者のためであり、遼制によつて詞賦が課せられた。南選は宋地出身者のためであり、宋制によつて經義が課せられた。ところが海陵王が即位すると、彼は篡奪者たる己れの地位を危うくするような經義研究を防止するため、經義科を廢し、詞賦のみを正科とするに至つた。金に文治的な雰圍氣が満ちてゐたことは、趙翼の前掲書卷28「金代文物遠勝遼」や、羽田「支那の北族諸朝と漢文明」『羽田博士史學論文集』上、吉川『元雜劇研究』に説かれてゐる通りである。

もとにかえつて、北宋では王安石の失脚後、舊法黨は科擧においても經義を罷めて詩賦のみを課せうとしたが、經學流行の大勢はどうにもならなかつた。南宋に入ると、程子・朱子の學派が經義の主流となり、この情勢は下つて元・明・清にまで及んだのである。

このように見てくると、實學＝經學の尊重は、蒙古支配者の獨創にかかるものではなくて、北宋の王安石の正論が復活したものと言ふべきであろう。そしてそれが、文弱化した遼・金の轍をふむまいとする蒙古支配者の氣に入つて採用されたと言つてよからうと思ふ。

三 元代胥吏の種々相

胥吏なるものについて敘述しようとするとき、史料カードの數にのみ頼るなら、その結論は大抵は次のようになる。

胥吏とは、品官つまり資格ある官ではなくて、その土地の人民が役所に入つて事務を執る者である。官とは、科擧出身者であつて、文學の才はあるが、經濟や法律には必ずしも詳しくはない。そして、政府から俸給をもらい、政府の辭令によつて各地に轉勤する。胥吏はその土地に住みついた人間であり、元來は勞役として仕事をやつていたのであるから給料はもらえない。普段に人民と接して庶務會計を扱つてゐるから事務的な能力がある。だから、官が行政事務に詳しくなくその土地の實情に暗いのを利用して、事務を專斷する。また人民からは賄賂を要求して、自分の生活費とする。だからこういう吏に對しては、官は先ず己が身を修め、政務に精通し、然る後に、惡事を働く奴があれば、嚴に取締るべきである。

しかし、胥吏についてのこうした記事は、宋元明清、いついかなる時代においてもあてはまることである。胥吏とは何であるかを簡單に言いたいなら、「歴史的發展」などを考慮に入れる必要は、結局は無い。しかしながら我々は、ある時期において出現してゐる新しいもの、よしそれが支配的でないにせよ、また一時的の現象であれ、それを發見し、その行方を見守りたいと思う。

・ こういう考え方にたつて、元の初期の胥吏について、あさつた史料の範圍内で、氣のついたことを羅列したいと思う。歴史的意義を付與するにはあまりにも思ひつきでありすぎるといふ恐れをいだきながら。

科擧が幾十年ものあいだ實施されなかつたといふことは、中國の近世政治史において、劃期的なことであつた。そしてまた、前節で考察したように、蒙古人支配者によつて、中國の教養のうちで、文學と哲學が斥けられ、治國の術としての經學が重んぜられるという新しい氛圍氣の中では、治國のためには缺くことのできない、行政事務の能力に長じた胥吏な

るものが進出してゆくのは當然であつた。胥吏の擡頭という現象はすでに金代に萌していたことであるけれども、吉川『元雜劇研究』元朝初期に科擧が行われなかつたということが、胥吏の擡頭のために最上の條件を付與したわけである。したがつて、その間においては、胥吏についての前述の通念を打破する現象が見られるのである。以下にそれらを幾つかの項目に分つて略述してみよう。

・ 1 身分の卑しくない者でも胥吏になつた。

『紫山大全集』卷15「張彥明世德碑銘」には「公は幼くて儒を業とす。科擧進士の路が廢れし以に、改めて吏事を習う。濟南總府の掾より身を起こす」とある。

また『元史』劉秉忠傳によれば、彼の「其の先は瑞州の人なり。世々、遼に仕えて官族たり。……八歳にして學に入り、日に數百言を誦す。……十七にして邢臺節度使府の令史と爲り、以て其の親を養う。居常鬱々として樂します。一日、筆を投げて嘆いて曰く、『吾が家は累世衣冠たり。乃るに汨没おぼれて刀筆を爲すとは！ 丈夫にして世に遇せられずんば、まさに隱居して以て志を求むべきのみ』と。即ちただに棄て去りて、武安山の中に隱る」とある。

また陶宗儀の『輟耕錄』卷24には、復聖顏回の子孫のことにふれ、「顏清甫は曲阜の人。顏子の四十八代の孫なり。……長子の國祥は頗る儒業を習う。郭仲賢が霍州に知となるに及んで、召して州吏に補し、山東廉訪の奏差に貢げられ、書吏に陞る」とある。

このように、科擧による榮達の道を塞がれた者は、志を降し身を辱めて、刀筆の吏から身を起さねばならなかつた。

但し、『元朝名臣事略』に載せられているほどの人で、元初に胥吏に身を沈めて不遇をかこつたのは劉秉忠ただ一人である。嚴實や史天澤ら、いわゆる漢人世侯は、蒙古に降ると今までの地位を保證された。また金代に科擧にパスした進士たち、劉肅・楊果・王鶚・王磐・李旭・徐世隆・李冶らは、世祖の時代にみな高官に用いられている。『二十一史劄記』卷30「元初用兩國狀元」には、右の王鶚と、南宋淳祐四年に合格した留夢炎が、元に入つて、翰林學士承旨になつたのと、

二つの例を擧げている。また劉秉忠と共に世祖に仕えた學者、姚樞・許衡・竇默らは、身を沈めることなく世祖に招かれたものである。ここから言えることは、蒙古人の支配によつても、漢人の中に階級變動はあまり起らなかつた。ただかかる混亂期には運が悪くて零落する者もあるのは當然で、右の劉秉忠もその一人であり、『紫山大全集』卷15 // 霍僉事世德碑銘に見える霍肅郎が「母老い家貧しく、祿を擇ぶに暇あらざるを以て、志を降し身を辱め、縣吏より州、州より府に陞る」ことになつたのも、その一人であろう。

2 胥吏の採用には試験があり、儒學の教養を持つことが要求された。

『元典章』吏部六の元貞二年の聖旨にいう。

議して貢舉を行わんとすることは、前の詔にて已嘗に之に及べり。科を設くる以來までは、元貞二年よりはじめて、諸路の、儒にして吏事を知り、吏にして儒術に通じ、性行の修謹なる者あらば、各路より薦舉し、廉訪司より試選せしむ。毎道、歲ごとに二人を貢げ、省・臺が法を立てて考試す。必ず程式に中りて、方めて録用するを許す。

また「書吏」の試験の條目があるが、その中に「曉解儒書」という一項がある。

また大徳七年十月の監察御史の呈に

大抵、吏人は、一には須く行止可觀たるべく、二には須く吏事に熟閑たるべし。若し更に經史を涉獵し、儒を以て吏を飾らば、全才となすべし。

このように、科擧の行われていない當時にあつては、儒と吏に兼通することが、官吏たる條件として要求されていたのである。

また、胥吏の任命權者は、大體その官廳の長であつたようである。例えば、六部の令史は本部、行省令史は行省、御史臺・各道按察司書吏は御史臺、廉訪司書吏は廉訪司、行省宣使は行省、行省理問所令史は行省、といつた場合が、『元典章』吏部六から採し出すことができる。これは、胥吏がその本來の性格たる役人から完全に脱して、役所の「職員」とし

て認められていたことを示すものと言えよう。

3 胥吏から高官に昇る者があつた。

『秋澗先生大全文集』巻55「大都通州郭氏遷葬碑銘」によると、郭秀實は「刀筆より身を起こし、十年ならずして、位、通顯を致す」とある。

『元典章』吏部六、至元二十二年八月の中書省劄付に

省部の諸衙門の應干請俸錢人員は、いまだ考滿に及ばざるに、俱に各おの選調され、往々にして流品に轉入す。とあり、元貞元年十二月、監察御史の呈にも、

毎歲翹めて流品に入る者は、近ごろは千員にも及ぶ。

とて、昇進が激しくて上級官吏ばかりが多くなり、窓口事務を扱う下級役人が減つて困るとなげいている。

この胥吏進出の状況を簡潔に言い現わしたのは、至元二十六年九月の行御史臺劄付の中の次の一節である。

書吏出身は、將來必ず臺・察に登る。然らざるもまた民官に列す。

「書吏」とは、奏差とともに、主として按察司など監察系統に勤務する胥吏であつたらしい。『典章』には、「本臺・察院ならびに各道按察司は、職として官吏の非違を糾彈し諸司の文案を刷磨することを掌る。書吏たる者は、其の責はなほだ重し」とあり、『秋澗先生大全文集』巻91「添書吏奏差人員祿食資歷事狀」でも「竊かに見るに、按察司の書吏・奏差の人員の、文案を照べ、糾察を掌る等の事に據りては、其の品は微なりと雖も、其の職は甚だ要なり。いま百物踴貴して、俸は稍々以て廉を育するに足らず。……請うらくは、祿食・資歷をば、再び定奪を行い、稍々加重するを得しめられたし」と言つて、按察司の書吏奏差をより一層優遇すべきことを論じている。『金史』選舉志によると、按察司書吏は、舉人（律科・經義の合格者）から任命するとあるから、金代からすでに相當高い地位であつたことが想像される。

ついでに『元典章』吏部六で、「書吏」の前に置かれている「令史」なるものも、相當に位の高い胥吏であつたと思われる。

る。典章の記載は雜然としていて、すつきりとは把えがたいが、『金史』によれば、省の令史には、文資・女眞進士・右職(武散官)・宰執の子、という四つの選取之門があつたという。

4 胥吏で大金持になるものもあつた。

『紫山大全集』卷23に次のごとくある。

即今、司縣の司吏は、寒微より身を起す。素より祖考の産業・貨物を遺留せる無し。本身は士農工商を會せず、ただ月俸の養廉に仰るのみ。しかるに、食うものは則ち梁や肉。衣るものは則ち羅や紬。鞍馬・奴僕は品官と異なる無く、妻妾の首飾・金珠、衣服の金錦・文繡は、命妻・富室と異なる無し。居るところの室は高堂華屋なり。

ここに出てきた司縣の司吏にづいて、『元典章』によつて説明を加えるなら、至元二十一年のとりきめでは、錄事司には四名、上縣には六名、中縣には五名、下縣は四名が設けられる。彼等は最も下の行政單位の吏員であるから、教養とても大したものではない。

府縣の人吏は、幼年にして曾て學に入りたりと雖も、僅かに十歳已上に至らば、學業を廢棄し、輒しく吏門の中に就きて文字を書寫す。禮義の教は懵然として未だ知らざるに、賄賂の情は循習すること已に著るし。

とあり、また

〔江西省〕所轄の路府州縣の司吏は、即ち土豪の家が買囑して承充せるものなり。外にしては權豪と交接し、民産を侵蠹す。内にしては官府を把持し、簿書を捏合す。

とあるように、中央官廳のそれよりは、大分程度の低い輩であつた。

このように、人民の利害と直結する地方官廳の吏員は、かなり得をし、財産をたくわえたものがいたことが想像されるのである。『水滸傳』に「爲官容易、做吏最難」とあるのが胥吏のすべてではないようだ。

5 胥吏の下の胥吏

元代において、今までに述べたように、科擧が行われなかつた、或は行われても漢人にとつては蒙古人に比べて門が狭かつたというような情況の下にあつて、胥吏の官員化・士大夫の胥吏化、という現象が生じた。官も吏も共に政府の職員として遇せられていたのである。但し「吏」という語感には依然として卑しい、恰も「事務官」に對する「雇」の語感の卑しさの如く。胥吏の本來の姿は、職員ではなく、アルバイトなのである。

それに相當すると思われる「貼書」「寫發」「主案」なるものが『元典章』に散見するので、次にまとめてみようと思う。貼書の役は、本は後生わがものが吏業を習學して以て進用を圖るが爲なり。

司縣の貼書は民家の子弟なり。纔と十四五歳に及ぶや、吏せんばいしやうに托りて投充かかちられ、門戸かたを影占かげんとす。とあるように、貼書は本來は胥吏見習いとも言ふべきものである。

そしてこの貼書または寫發から胥吏に進級するのである。

習吏みらいしやうの輩については、社長・耆老の人等をして、狀を入れて、行止可觀、通曉せるは何の經書なるやを保擧せしめ、當該の首領官が、面試して相應ならば、方はめて案に入れて寫發にするを許す。……別に一經を試し、義理に明達すれば、俸吏しやくいんしやうに補するを許す。・とあり、また

司獄司の典吏に闕あらば、廉訪司の寫發人、ならびに各路の過ち無く刑名に通曉せる貼書の内より、相まい參まえて發補すれば、相應なり。

ところが現實には、「わかもの」でなく、「年老無恥」のものがなり、横暴を働いていたようである。

竊かに聞くに、各處の貼書には、多く過を作なして斷しよぼつめんしやく罷なされたる公吏、及び市井の無籍の徒あり。五六十歳にして、尙お寫發に充てられ、而も恥を知らず。一二十年も、久しく衙門を占めて、退くことを知らず。往々にして賄賂を圖り、詞訟を起興し、該吏を瞞昧して、案牘を更改し、奸を爲し弊を作すこと、一端に止まらざるあるに至る。……此等の

久しく衙門を占め年若い無恥なる貼書は、進を求むる心あるに非ず。乃ち苟且を貪圖するに過ぎざるのみ。兼、他處より遷り來れる吏員が本土の事情を知らざるを以て、凡そ施爲せんとすることあらば、多くは係れ舊存の貼書に聽従す。貼書にして久しく衙門を占むる者は、愈いよ以て其の調弄の奸を肆にするを得。官を蠶し民を害すること、此より甚しと爲すこと莫し。

府州縣の司吏の遷轉する所以の者は、もと、年深しければ弊を作さんことを恐るればなり。遷轉してより以來、其の弊は愈々深く、其の事を誤ること愈々甚し。……東を問うも西を知らず、首を問うも尾を知らず。一に主案・貼書の可否に聽す。沉んや、賄賂を貪り、貨財を殖やし、官民に奉じ、強を避け弱を凌し、富を庇い貧を虐ぐることは、主案・貼書に非ずんば則ち能わざるなり。『柴山大全集』

また、職員たる胥吏が近親者を寫發にしてグルになつて悪いことをしていた。

〔路府州縣の司吏は〕 本身は吏となり、兄弟子姪親戚の人等を府州縣に置きて寫發とし、上下交通し、表裏奸を爲す。

またこの貼書は中書省にも居た。

切かに見るに、中書省の左・右部に設くるところの掾史は、其の員數は以て務めを分つに足り、俸給は以て廉を養うに足る。また出身を明らかに注し、資歴を定擬す。これ、國家が品官を以て人を待つなり。いまだかつて胥吏を以て相い期せざるなり。今は則ち然らず。私に貼書の公務に通知するを使う。每房、少きものも六七人を下らず。官に係名せず、私に形勢あり。例としてみな按牘を掌り、裁決を主る。甚しければ則ち關節導達し、倖門を開閉し、事機を泄露し、奸弊を滋長す。『秋澗先生大全文集』

元代において、官と吏とは別の系統でなくて一本の體系の上下に過ぎなくなり、吏から官への廣い道が開かれ、胥吏の法律學(吏學)も盛んになつたことは、宮崎市定氏「宋元時代の法制と裁判機構」東方學報 京都二四において詳述されている。また『元典章』に収められた多量の文書の起草者は胥吏であると認められること、張養浩ら元代の幾人かの名士が胥吏の出であることは、吉川「元典章に見えた漢文吏牘の文體」同上に見える。雜劇のあるものは胥吏によつて書かれたことは、同氏『元雜劇研究』に見え、また『水滸傳』の作者は胥吏であると推定されることは、小川環樹氏「水滸傳の作者について」日本中國學會報三に見える。これらの諸研究によつて、元代の胥吏についての問題は提出しつくされているように思う。

蒙古人支配者が中國において求めたものは、前に述べたように、文學(詞賦)でも、哲學(道學)でもなく、社會科學(經學)であつた。そういう「蒙古の刺戟による倫理の轉換の雰圍氣」吉川氏の言葉の中において、實質的要素―實務に長じた胥吏や、彼等が書いた白話公文書―が大いに進出したことは注目すべきことであつた。それは士大夫の傳統意識から見れば、めざましきものとして貶しめ嫉むべきものであつた。中國の歴史において僅かに現われた傳統の動搖を、胥吏の進出という現象によつて考えてみたわけである。

The “Clerk” System in the Early Days of Yüan (元)

Takeshi Katsufuji

The examination system ceased to exist during a period of about eighty years in the early period of the Yüan dynasty, following the destruction of Chin (金). This led the traditional literati to look for patronage of the military for promotion from the status of a “clerk” to that of an “official”, while some of them were inclined to devote themselves to literary activities instead of entering government service under the Mongols.

Darayavau and Auramazdāh

Toshiyuki Etani

The present paper is a study of Dārayavau- I, a great ruler of ancient Persia under the Haxāmaniš dynasty, which succeeded in establishing the last unification in ancient southwestern Asia. The study is intended to clarify the political ideas resulting from the belief in Auramazdāh- in the light of inscriptions in Old Persian, explaining the mental and spiritual basis of this ancient empire and finding a typical example therein of interrelations between politics and religion.

The Installation System under the Ch'ing (清) Dynasty

Hideki Kondo

Monthly installation was in practice until the end of the K'anghsi (康熙) era, regulating the promotion of those Government officials who passed examinations, but the system did not work very well to choose competent personnel and to evade inefficiency in local administration. With a view